

この手当は、厳しい経済状況下において、幼児教育期の子育て負担に配慮するものとして、支給するものです。(平成20年度限定の緊急措置)

4月15日(木)までに申請を終えた方には、4月末までに、申請時に指定した口座へ振り込みを行いますので、早めに申請を行いましょう。

支給対象となる方には、3月に申請書を送付しています。申請書が届いていない方は、至急ご連絡をお願いします。

支給対象となる子どもは

基準日の平成21年2月1日(日)現在で、岩見沢市の住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録がある同じ世帯に、3歳以上18歳以下の子(平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれ)が2人以上いる場合で、その第2子以降の子どもが就学前3年間(平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれ)に属する子ども

支給対象者は

支給対象の子どもが属する世帯の世帯主。ただし、手当の振込口座は子どもの親など、世帯主と同一世帯の方名義の口座に指定することができます

支給金額は

支給対象の子ども1人につき36,000円

申請の手続きは

受給には申請手続きが必要です。支給対象の世帯に郵送した申請書に、記載事項に漏れがないよう記入し、窓口で申請する方の身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証など)、印鑑、預金通帳のコピー(申請時にコピーすることも可)を持参の上、申請してください

申請場所と受付時間は

市役所本庁、北村・栗沢支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター、万字・奈良町の各連絡所
午前9時～午後5時30分

申請の締め切りは

9月24日(木)

その他

基準日現在に子どもと別居していても、同一世帯とみなす場合がありますので、詳しくはお問い合わせください

手当を狙った詐欺にご注意を

市は、次のようなことは絶対に行いません。

▶給付のために手数料などの振り込みを求めること▶ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること▶ATM(現金自動預払機)を操作して、市からお金を振り込んでもらうこと▶キャッシュカードの提供を求めることや暗証番号を聞き出すこと

問合せ先 市福祉課児童福祉係

子育て応援
特別手当
申請はお早め!